落札者決定基準
（新図書館情報システム開発業務）

1　基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する新図書館情報システム開発業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1)　価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

なお価格評価点の満点は 500 点とする。

(2)　技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

なお、技術評価点の満点は 1,500 点とする。

(3)　総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

総合評価 （2000 点満点）	＝	価格評価点 （500 点満点）	＋	技術評価点 （1500 点満点）

(4)　有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

(5)　総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア　総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合

技術評価点が高い者を落札者とする。

イ　総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合

技術評価点のうち、評価項目「4. システム全体構成および障害防止策」「5. システム操作性」「10 情報セキュリティ」の合計において、各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ　ア及びイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2　価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

価格評価点 ＝ 500 点 ×（ 最低入札価格 ÷ 入札価格 ）

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3　技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1)　評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり 6 段階評価として評価点を付与する。また、6 段階評価の目安は次のとおりとする。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

※別記「評価表」の「1.業務実績」については、インターネット蔵書検索サービスを有する公共図書館情報システムの構築実績を、サービス対象地域の人口、所蔵資料点数、年間貸出点数、対象施設数及び実績件数により段階的に評価する。具体的な評価基準は、提案書評価表に定める。

(2)　項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウエイトを乗じて、項目評価点とする。

(3)　技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4)　技術評価点における基準点

(3)の技術評価点のうち、「ランニングコスト」以外の合計点が 600 点未満の場合は、失格とする。

４　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 著しく信義に反する行為があった場合
(4) 契約を履行することが困難と認められる場合
(5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
(7) 技術評価点が、上記３(4)における基準点を満たさない場合
(8) 資料 2-2 機能要件一覧の必須項目のうち、「対応可」でない項目が一つでもある場合